

必要書類について

こちらでは遺言書等がなく、相続人様全員で相続方法の協議を行う場合で、一般的に必要な書類についてご説明しております。

相続方法やお取引内容により必要書類は異なりますので、詳しくはご来店の際にご案内させていただきます。(遺言書や遺産分割協議書をお持ちの方は、ご持参くださいますようお願いいたします。)

必要書類は原本のご提出をお願いいたします。こちらで写しを取らせていただき原本はご返却いたします。

① 貯金等のご名義人の「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」、または、「法定相続情報一覧図」

貯金者様がお亡くなりになられたことの確認と、相続人様について確認をさせていただきます。

複数の本籍地に戸籍がある方(婚姻や転居などの転籍がある方)は、それぞれの市区町村でご請求ください。

② 相続人様の「印鑑証明書」

原則として、発行後6か月以内のものをご提出ください。

③ 相続人様の「戸籍謄(抄)本」

①と②を確認させていただき、取得をお願いする場合がございます。

● その他、お持ちいただきたいもの

- ・ 貯金者様の通帳、証書、キャッシュカードなど
- ・ ご来店される相続人様の本人確認書類(運転免許証など)
- ・ ご来店される相続人様のお認め印
※シャチハタ以外のご印鑑をご持参ください。相続人様の実印をお持ちいただくと、お手続きがスムーズにできる場合もございます。